



30政調政第544号  
平成30年8月24日

## 開示決定通知書

鳴原 浩 様

東京都知事  
小池



平成30年8月1日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	別紙のとおり	
2 公文書の開示の日時 及び場所	日時	別途、調整する。
	場所	別途、調整する。
3 開示の方法	写しの交付	
4 事務担当課	政策企画局 調整部 政策課 電話5388-2182 内線21-313	
5 備考		

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



30政調政第544号  
平成30年8月24日

一部開示決定通知書

鳴原 浩 様

東京都知事  
小池



平成30年8月1日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	・29政調政第254号「ご講演の依頼について」	
2 公文書の開示の日時及び場所	日時	別途、調整する。
	場所	別途、調整する。
3 開示の方法	写しの交付	
4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	非開示部分：企業の担当者名 根拠規定：東京都情報公開条例第7条第2号 非開示理由：個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるため	
	非開示部分：企業のFAX番号 根拠規定：東京都情報公開条例第7条第3号 非開示理由：事業者の内部管理情報であり、公にすることにより、事業運営上の支障があるため	
	非開示部分：講演予定者の印影 根拠規定：東京都情報公開条例第7条第4号 非開示理由：公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	
5 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	該当なし	
6 事務担当課	政策企画局 調整部 政策課 電話5388-2182 内線21-313	
7 備考		

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。